

高対第1044-1号
令和4（2022）年2月18日

介護サービス事業者 様

栃木県保健福祉部高齢対策課長

新型コロナウイルス感染症患者が退院した際の適切な受入等について（再通知）

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

全国でB.1.1.529系統（オミクロン株）による感染が拡大しています。オミクロン株による感染拡大が先行した地域では若年層で感染者数が減少しておりますが、60歳以上で増加が継続するとともに、入院例も増加し続けており、本県においても同様の傾向が見られます。

介護を必要とする高齢の新型コロナウイルス感染症患者の方々が、退院に関する基準を満たした後に、円滑に感染前の生活を送れるようになるためには、各種サービスを提供する介護サービス事業者の皆様が、十分な感染防止対策のもと利用者に対して継続的にサービスを提供することが極めて重要です。

退院患者の介護施設における適切な受入等については、「退院患者の介護施設における適切な受入等について（一部改正）」（令和3年3月5日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）で示されており、本県においても令和3（2021）年7月2日付け高対第386-1号ですでに通知しているところですが、本県における感染状況を踏まえ、在宅の要介護（支援）者へのサービス継続に関する注意喚起の趣旨も含めまして、あらためて通知いたします（特に留意してもらいたい事項を（別紙）に記載しています）ので、各介護サービス事業者様におきましても、適切な対応をお願いします。

介護サービス班
介護事業者チーム 福田
Tel 028-623-3149
Fax 028-623-3058

退院基準について

○新型コロナウイルス感染症患者の退院に関する基準においては、以下の場合、**退院にあたって検査（いわゆる陰性確認や陰性証明）は不要**とされていること。

【有症状者の場合】

●人工呼吸器等による治療を行わなかった場合

- ・発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合

●人工呼吸器等による治療を行った場合

- ・発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合

※ただし、人工呼吸器等による治療を行った場合は、発症日から20日間経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じるものとする。

【無症状病原体保有者の場合】

- ・発症日から10日間経過した場合

※B. 1. 1. 529系統（オミクロン株）の無症状患者（無症状病原体保有者）にあつては、基準中「発症日から10日間経過した場合」を「発症日から7日間経過した場合」と読み替える。

○以上のとおり、**検査が実施されなくとも退院基準を満たす場合には、介護施設において適切な受け入れを行うこと。**

○施設系及び居住系サービス事業所において、**本退院基準を満たし退院をした者について、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断る（陰性確認や陰性証明がないことを理由として入所を断る）**ことは、**受入を拒否する正当な理由には該当しない**こと。

○在宅の要介護（支援）者への訪問系サービスや通所系サービスにおいても、**本退院基準を満たし退院をした者について、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとしてサービスの提供を拒む（陰性確認や陰性証明がないことによりサービスの提供を拒む）**ことは、**サービスを拒否する正当な理由には該当しない**こと。

「退院患者の介護施設における適切な受入等について（一部改正）」（令和3年3月5日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）【一部抜粋】

「新型コロナウイルス感染症に係る在宅の要介護（支援）者に対する介護サービス事業所のサービス継続について（令和3年2月8日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）【参考】

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付（令和4年1月28日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）